〔資　料〕

旧名古屋刑務所の刑場に関する公表禁止とされた新聞記事

── プランゲ文庫所収検閲新聞ゲラ ──

永田　憲史*

【解題】

1　はじめに

第二次世界大戦終戦後、死刑を執行する絞首台が設置された場所である刑場の取材が明治以来再び認められるようになった。

刑場の取材としては、アサヒグラフ昭和22年（1947年）10月29日・11月５日合併号に広島刑務所の絞首台や絞縄の写真が掲載されたものが知られていたが[1)]、これに加えて、近時、昭和22年12月12日付名古屋タイムズに旧名古屋刑務所の絞首台や絞縄の写真が掲載されたものも発見されるに至った（資料１）[2)]。

これらは、明治時代のように死刑執行そのものの取材を認めるものではないものの[3)]、刑場の取材が報道機関に認められていたことは特筆に値するように思われる。

今回、発見されたのは、旧名古屋刑務所の刑場を取材した読売新聞の記事であって、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP; General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers）の検閲により公表禁止とされた当該記事の全文である。

---

*　関西大学法学部教授。

1）荒井龍男編「死刑台への道」アサヒグラフ1208号（1947）14頁以下。絞首台及び絞縄の写真は16-17頁に掲載されている。公開及び撮影の日時は記載されていないものの、掲載時期からすると、同年９月乃至10月ごろと思われる。

2）昭和22年12月12日付名古屋タイムズ第２面。取材した記者のエッセーとして、高橋通泰「絞首刑」石井武夫編集頒布『終戦直後の回顧 ── 中日新聞記者たちの追憶 ──』（1989）30-31頁がある。記事には公開及び撮影の日時が記載されていないものの、このエッセーによれば、同年12月であるとされる。この記事の詳細について分析したものとして、拙稿「旧名古屋刑務所の刑場の写真 ── 報道機関に対して昭和22年に公開された絞首台」法学セミナー747号（2017）６頁以下。この記事及び写真の発見については、「70年前に名古屋の刑場取材　地元紙記者、回顧録残す」として2017年３月４日付で共同通信社から配信された。

3）明治41年（1908年）７月まで新聞記者が死刑執行に立会って取材することが認められており、死刑執行の様子を伝える記事が多数残されている。中川智正弁護団ほか編著『絞首刑は残虐な刑罰ではないのか？ ── 新聞と法医学が語る真実 ──』（現代人文社、2011）53頁、同８頁以下の新聞記事の紹介を参照。

資料１　旧名古屋刑務所の絞首台に関する記事
（昭和22年12月12日付名古屋タイムズ）

THE NAGOYA TIMES 〔第566号〕

贖罪の門

感心しない話だが
大はやりの死刑台
名拘置所にまだ十二名

隙だらけ

受刑者を

自治警察

二十分であの世へ
これが『絞首台』です

吉びた

死体は

地下へ

2　当時の検閲

第二次世界大戦終戦後、GHQ/SCAP は、日本において検閲を行なった。新聞等の検閲を担ったのは、GHQ/SCAP の参謀第二部（G-2）の民間諜報局（CIS; Civil Intelligence Section）の民間検閲支隊（民間検閲局、民事検閲局）（CCD; Civil Censored Detachment）に昭和20年（1945年）９月11日に設立された報道・映画・放送部門（PPB; Press Pictorial Broadcasting Division）であった[4)]。

新聞記事の検閲の基準となったのは、同年９月19日に出された対日指令集（SCAPINs; Supreme

4）山本武利『GHQ の検閲・諜報・宣伝工作』（岩波書店、2013）３、13-14頁。ここで、「民間」とあるのは、検閲の対象が民間部門であったためである。

Commander for the Allied Powers Directives to the Japanese Government）第33号（SCAPIN-33）の日本向けプレス・コード（Press Code for Japan）と、検閲方針を具体的事例により簡潔に示したキーログ（key log）及び検閲要項（subject matter guide）であった[5)]。

読売新聞を含む東京の五大紙に対する検閲は、同年10月８日頃から始められた[6)]。検閲は大手の新聞社に対しては事前に行なわれ（事前検閲）、中小の新聞社に対しては事後に行なわれていた（事後検閲）[7)]。

新聞社が検閲を受ける際には、棒ゲラに組んだ原稿を２部ずつ民間検閲支隊の報道・映画・放送部門に提出することが求められていた[8)]。ゲラは、同部門によって一定の指示を記して新聞社に１部が返戻され、残る１部が同部門に保存された[9)]。同部門が行なった指示には、削除等が不要の通過（passed 等）、部分削除（passed with deletion, deleted 等）、改変（passed with change, changed 等）、公表禁止・全面禁止（surpressed 等）等があった[10)]。記事の検閲の第一段階を担っていたのは日本国籍を有する検閲員であった[11)]。検閲員が部分削除や公表禁止に相当する記事が発見した場合、その記事を試訳して上級者に報告することとなっていた。上級者の判断で完全な逐語訳が必要となると、日系の米兵がそれを担った。

さらに、新聞社は、検閲に通過した記事、部分削除を行なった記事、改変した記事を組み合わせた大組を作成し、紙面の形である大刷を民間検閲支隊の報道・映画・放送部門に提出しなければならず、大刷段階で新たな修正命令を受けることもあった[12)]。

読売新聞を含む大手の新聞社に対する事前検閲は、昭和23年（1948年）７月15日13時に終了し、以後は事後検閲に移行した[13)]。

読売新聞が検閲により公表禁止又は部分削除とされた件数は、本稿で紹介する記事が執筆され

5）SCAPIN-33: PRESS CODE FOR JAPAN 1945/09/19; 山本武利「占領下のメディア検閲とプランゲ文庫」文学４巻５号（2003）２頁以下、３頁。

6）山本・前掲注(4) 14-16頁。

7）山本・前掲注(4) 72頁。憲法21条２項にいう「検閲」とは、「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す」と解されているところ（最大判昭59年12月12日民集38巻12号1308頁）、事後のものは検閲とは言い難いようにも思われるが、GHQ/SCAP による検閲の研究においては、「事前検閲」、「事後検閲」という用語が一般に用いられているようであることから、本稿でもそれらの用法に従うこととした。

8）山本・前掲注(4) 67頁。

9）坂口英子「占領期（1945～1949）GHQ の出版物検閲 ── 図書・パンフレットを中心としたプランゲ文庫所蔵資料の現状」インテリジェンス12号（2012）６頁以下、６頁、山本・前掲注(4) 67頁。

10）山本・前掲注(4) 67、70頁。

11）江藤淳『閉された言語空間 ── 占領軍の検閲と戦後日本 ──』（文藝春秋、1994）227-228頁。

12）山本・前掲注(4) 73-74頁。

13）山本・前掲注(4) 82-83頁。コード違反と判断されて発売禁止、回収命令が出た場合の経済的損失が大きかったため、各社は安全第一主義をとり、プレスコードに忠実なメディアとして GHQ に印象付けようとする努力が続けられたとされる。その結果、コード違反とされる事例は事前検閲期よりも減少した。山本・前掲注(5) 4-5頁。

た直前の昭和23年１月乃至５月の５か月間に154件であり、この数字はアカハタの633件、共同通信の545件、毎日新聞の167件に比べると少ないものの、朝日新聞の113件に比べて多いものであった[14]。

昭和24年（1949年）10月31日に民間検閲支隊が廃止されて報道・映画・放送部門も消滅し、事前検閲だけでなく、事後検閲も終了することとなった[15]。

3　プランゲ文庫

民間検閲支隊が廃止されて報道・映画・放送部門が消滅した際、参謀第二部で戦史編纂に携わっていたメリーランド大学教授のゴードン・W・プランゲ博士（Dr. Gordon W. Prange）は検閲のために提出された資料をメリーランド大学に移管した[16]。この資料は、後に「プランゲ文庫（Gordon W. Prange Collection）」と名付けられ、同大学ホーンベイク図書館（Hornbake Library）において整理が進められている[17]。プランゲ文庫には、刊行された図書・パンフレット、雑誌、新聞のほか、検閲を受けて指示等が記載された新聞のゲラ（検閲新聞ゲラ）等が含まれている。学級新聞、青年団雑誌、労働機関紙、短歌や俳句の同人誌等をも含む当時の日本の刊行物の最も包括的網羅的なコレクションであり、雑誌約63000枚、新聞等約3800巻、一般図書約5900点、検閲新聞ゲラ約16000点を擁する[18]。

国立国会図書館は、メリーランド大学と共同又は同大学から購入することにより、プランゲ文庫の資料をマイクロフィルム・マイクロフィッシュやデジタル画像で入手し、公開してきた。検閲新聞ゲラは国立国会図書館によりデジタル画像で収集され、複写が可能である。

4　当該検閲新聞ゲラ

今回入手した検閲新聞ゲラは、国立国会図書館憲政資料室の日本占領関係資料内のプランゲ文庫の検閲新聞ゲラであり、同館により複写して提供されたものである[19]。

14）山本・前掲注(4) 83-85頁。事前検閲終了直前の１か月間に読売新聞が検閲により公表禁止とされた件数は、28件であり、共同通信が53件、毎日新聞が17件、朝日新聞が11件であった。同86頁。

15）山本・前掲注(4) 86頁。

16）国立国会図書館主題情報部政治史料課「プランゲ文庫収集事業の現状 ── メリーランド大学のメディア変換作業を中心に ──」国立国会図書館月報560号（2007）１頁以下、１頁、国立国会図書館利用者サービス部政治史料課「メリーランド大学所蔵　プランゲ文庫～占領期出版物は宝の山～」国立国会図書館月報657号（2016）６頁以下、6-7頁。

17）University Libraries, University of Maryland “The Gordon W. Prange Collection” <https://www.lib.umd.edu/prange/>（2017年10月31日閲覧）. 整理の状況を詳述したものとして、坂口・前掲注(9) ６頁以下。

18）山本武利「占領期雑誌目次データベースの作成 ── プランゲ文庫の活用を目指して」インテリジェンス創刊号(2002) ６頁以下、６頁、国立国会図書館 “Gordon W. Prange Collection”.<http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/Prange.php>（2017年10月31日閲覧）.

19）国立国会図書館により付されたタイトルは「読売新聞［検閲ゲラ］. 1948/6/27（Date Censored: 1948/6/29）」であり、同館の書誌 ID は027180204、プランゲ文庫の請求記号は48-loc-2679である。

今回入手した検閲新聞ゲラは、日本語の棒ゲラ３枚と棒ゲラの英訳２枚からなる。日本語の棒ゲラ、英訳の順で文末に掲載した。

日本語の棒ゲラには、「YOMIURI 讀賣 23.6.27」のスタンプが３枚すべてに押されている。英語に全訳されたものは、記事のほか、記事の上に読売新聞が６月27日に提出したこと[20]、日本語から全訳したことがタイプライターで記載されている。また、末尾には「Mr. Spaulding」と印字されており、当時の検閲部長であったスポールディングに宛てて訳されたものであると考えられる。これらから、今回入手した検閲新聞ゲラは、読売新聞が昭和23年（1948年）６月27日に民間検閲支隊の報道・映画・放送部門に提出したものと、それを日系の米兵が全訳したものと見られる。

検閲日は1948年６月29日であると手書きで書き込まれている。

日本語の棒ゲラ３枚の全てと棒ゲラの英訳の１枚目に「SUPPRESSED（公表禁止）」のスタンプが押されており、さらに日本語の棒ゲラと棒ゲラの英訳のそれぞれ１枚目に文字不鮮明で読み取ることができないものの、「AG……FORMED」のスタンプも押されている。公表禁止とされた理由については何も記載されていない。

前述の通り、このゲラが検閲されたのは、読売新聞に対する事前検閲が終了するまで１か月を切った時期であった。もっとも、事後検閲で指摘を受けることを恐れたのか、記事データベースを見る限り、事後検閲移行後や検閲終了後にこのゲラそのまま又はこのゲラが修正されて記事が掲載された形跡はない。

5　記事の内容

棒ゲラの１枚目は、死刑囚舎房の様子の描写から始まる。取材当時、名古屋刑務所に９名の死刑囚が収容されていたことが記述されている。興味深いのは、記事の中で、深夜の様子であると明示されていることである。後にも看守が所内でランプを使用している様子が書かれており、取材が深更に行われたことが窺われる。一方、取材の時期は記載されていない。

「市ヶ谷の住人達も罪業のあと始末がつきそうであまりゾツとした話しではないがどうやら今年は死刑ばやりとなりそうだ」との記述からは、昭和23年（1948年）中にＡ級戦犯に死刑判決が言渡され、場合によっては死刑執行も同年中に行われるであろうと推察する世上が窺われる。ここで、「市ヶ谷」は大本営が置かれた地であり、Ａ級戦犯らが「市ヶ谷の住人達」として比喩的に記述されている。

続いて、「死刑密行主義」との記述が見受けられる。明治時代に死刑執行の現場を取材できていたこととの比較であろうと思われるが、刑場や死刑執行に携わる職員を取材し、死刑の実情に近づくことができている中で、「密行」という言葉がなお使われているのは興味深い。むしろ、死刑の実情に当時ほども近付くことができない今日の感覚が培われるに至ってしまった現状こそが異常なのかもしれない。

20）提出年は記載されていない。

そして、死刑囚の生活についての記述がなされている。記事によれば、午前６時50分起床、午後８時就寝、散歩が１時間、入浴が５日に１回だと言う。

棒ゲラの２枚目は、死刑囚へのインタビューから始まる。死刑囚への質問とその回答が紹介されている。３人の死刑囚について言及されているが、１人目と３人目の死刑囚の精神状態が相当悪いことが示されている。２人目の死刑囚は当時19歳とされている。

刑場の様子については、「黒い板べいに囲まれた白壁の＊が浮べかう刑場で、廿坪ばかりＬ字型のカギの所に線香にくすんだ不気味なアミダ如来、その反対側にあんぐりと口を明けた陥し穴、とぐろ＊くしばり縄」[21]と書かれている。この書きぶりからは、名古屋タイムズの取材の際のように絞縄が滑車に掛けられていたかどうかは分からないものの、絞縄を目にする機会があったことが窺われる。

現役の職員の言葉が紹介されている点も、今日と比べると異彩を放っている。

棒ゲラの３枚目は、死刑執行の手続の詳細を説明している。死刑判決確定から死刑執行までの期間、立会人、執行までの手順が記載されている。被執行者が手錠と目隠しがされること、新しい藁草履を履かされること、絞縄を被執行者の身体に触れぬように掛けられること、立会う教誨師が仏教であれば読経の中で踏み板が開けられること等が紹介されている。

「いやでも看守は死刑廃止論者になりますヨー」との現役の職員の声が紹介されているのも、今日ではまず考えられないことであり、特徴的である。

6　公表禁止とされた理由

本件記事が公表禁止とされた理由は記載されていない。

公表禁止とされた理由の１つとして考えられるのは、「市ヶ谷の住人達も罪業のあと始末がつきそう」だと、当時、公判が続いていた極東軍事裁判の結果に言及していることである。

しかし、この点のみが問題なのであれば、この箇所周辺の部分削除や改変で足り、全面的な公表禁止に及ぶ必要がないはずである。

公表禁止とされた理由として次に考えられるのは、「いやでも看守は死刑廃止論者になりますヨー」との現役の職員の声を紹介していることである。後述のように当時の死刑を取り巻く状況からすれば、死刑廃止論が高まることは避けたいところであったと考えられる。

しかし、ここでもまた、この点のみが問題なのであれば、この箇所の部分削除や改変で足り、全面的な公表禁止に及ぶ必要がないはずである。

そうだとすると、公表禁止とされた理由として、死刑執行、具体的には死刑囚へのインタビューをはじめとする言及があること、刑場の様子を詳細に記述していること、死刑執行の手続の詳細が記載されていること等が否定できない。これらが公表禁止に値すると考えられたのは、この記事が検閲のために提出された時期が大きく影響していたと言ってよい。この記事が書かれた時

21）文字不鮮明で読み取りができない箇所は１字ずつ＊で表記した。

期の死刑を巡る状況はいかなるものであったのであろうか。

7　この時期の死刑を巡る状況

昭和20年代前半、特に昭和21年（1946年）から同23年（1948年）にかけては、死刑を取り巻く日本の状況が大きく変化した時期であった。

明治19年（1886年）10月５日以来、死刑執行は官報に掲載されてきたが、昭和21年３月13日を最後に掲載されなくなった[22)]。死刑執行を官報に掲載しないことについて、GHQ/SCAP は難色を示したとされるが、日本政府はこれを押し切って死刑執行の官報掲載を打ち切った。この経緯については、なお不明な点が多いようであるが、官報よりも情報量が多い死刑執行始末書を英訳して GHQ/SCAP へ提出することが代替策として認められたため[23)]、GHQ/SCAP が死刑執行の官報不掲載を承認した可能性がある。

昭和22年５月３日に日本国憲法が施行され、翌昭和23年３月12日には、死刑を合憲とする最高裁判決が言渡された[24)]。この間に、冒頭で紹介した広島刑務所と旧名古屋刑務所の刑場の取材が報道機関に認められている。「アサヒグラフ」に広島刑務所の刑場の写真が掲載されたのは、昭和22年10月29日・11月５日合併号であった。名古屋タイムズに旧名古屋刑務所の刑場の写真が掲載されたのは、同年12月12日付の紙面であった。名古屋タイムズの高橋通泰記者のエッセーによれば、刑場の取材許可は司法大臣名で行われたとされている[25)]。取材を許可したとされる当時の司法大臣は、片山哲内閣の鈴木義男であり、人権に関心のある法律家であった。その後、片山哲内閣から芦田均内閣に代わっても、司法大臣に代わって置かれた法務総裁も引き続いて鈴木義男であり、読売新聞に旧名古屋刑務所の刑場の取材が許可された大きな要因となったものと思われる。

最高裁が死刑を合憲と判断したとは言え、占領統治を行う GHQ/SCAP には死刑に関わる大きな仕事を抱えていた。いわゆる A 級戦犯に対する極東国際軍事裁判である。この時期の国民の関心も、一般刑事犯に対する死刑よりもいわゆる戦争犯罪人、特に A 級戦犯に対する死刑にあったとされる[26)]。極東国際軍事裁判の判決言渡しは、死刑を合憲とする最高裁判決と同じ年、昭和23

22）布施勇如「日米の死刑執行を巡る透明性に関する一考察 ── 絞首刑の残虐性を中心に ──（Ⅱ）」龍谷法学47巻２号（2014）１頁以下、36-37頁。明治20年（1887年）５月30日からは死刑執行日が掲載されていた。同36頁。

23）英訳された死刑執行始末書をまとめたものとして、拙著『GHQ 文書が語る日本の死刑執行 ── 公文書から迫る絞首刑の実態 ──』（現代人文社、2013）、拙稿「死刑執行始末書56件の紹介 ── 1947年７月～1949年12月 ──」関西大学法学論集63巻６号（2014）480頁以下。いずれも、戦争犯罪は含まれておらず、一般刑法犯に関するものである。これらの死刑執行始末書を分析したものとして、「死刑執行始末書の分析 ── 絞首刑の実態に迫る ──」川端博ほか編『理論刑法学の探究 第９号』（成文堂、2016）49頁以下。

24）最大判昭23年３月12日刑集２巻３号191頁。

25）高橋・前掲注(2) 31頁。このエッセーを紹介したものとして、拙稿「旧名古屋刑務所の刑場の写真 ── 報道機関に対して昭和22年に公開された絞首台」法学セミナー747号（2017）６頁以下。

26）櫻井悟史「死刑制度合憲判決の『時代と環境』── 1948年の『残虐感』──」犯罪社会学研究42号（2017）91頁以下、101-102頁。

年11月12日であり、７人のＡ級戦犯の死刑執行は、同年12月23日であった[27]。この時期には、いわゆるBC級戦犯の死刑執行も断続的になされていた[28]。

今回入手した検閲新聞ゲラが検閲のために提出されたのは昭和23年６月27日であり、死刑を合憲とする最高裁判決が言渡された後、Ａ級戦犯の判決言渡しが迫る、GHQ/SCAPにとっては微妙な時期であった。公表禁止とされた記事にも、「市ヶ谷の住人達も罪業のあと始末がつきそうであまりゾツとした話しではないがどうやら今年は死刑ばやりとなりそうだ」とあり、昭和23年中にＡ級戦犯に死刑判決が言渡され、場合によっては死刑執行も同年中に行われるであろうと推察する世上が窺われる。GHQ/SCAPは、その２年あまり前に死刑執行を官報に掲載しないことに難色を示しておきながら、Ａ級戦犯の判決言渡しが迫ると、死刑に関する情報を遮断しようとしたのである[29]。

8　本件記事の意義

本件記事は、鈴木義男が司法大臣、そして法務総裁を務めた時期に報道機関に刑場の取材が認められていたことを例証している。とは言え、その後の日本政府の動きを見ると、鈴木義男が司法大臣や法務総裁であった時期は、死刑を存置し、その密行を図る流れの中で例外的で一時的なものであったと言えよう。櫻井悟史は、死刑を合憲とする最高裁判決が言渡された昭和23年３月12日当時の歴史的社会的背景、すなわち、「時代と環境」にあっては、死刑それ自体の見直しだけでなく、絞首刑が見直される可能性もまた極めて低かったと言えるとする[30]。櫻井が述べるように、まさにこの時期の「時代と環境」は死刑を存置する流れの中にあり、死刑についての情報公開を行い、その検討を行う材料を提供することはその流れに抗うものであったと言えよう。

そして、GHQ/SCAPは、死刑執行を官報に掲載しないことに当初こそ難色を示したものの、Ａ級戦犯の判決言渡しが近付くと、死刑に関する情報が日本国民に伝えられることに神経を使うようになり、本件記事の公表禁止につながったものと思われる。

死刑執行の密行性は、鈴木義男による取材許可を除けば、おおむね日本政府の方針であった。そして、GHQ/SCAPの方針もやがて軌を一にしていった。本件記事はその結節点を示すものとして意義があろう。

27）いわゆるＡ級戦犯に対する死刑執行に関する書類についてまとめたものとして、拙稿「Ａ級戦犯の死刑執行手順書」関西大学法学論集63巻５号（2014）163頁以下。

28）フィルピンにおけるいわゆるＢ級戦犯に対するアメリカ軍による死刑執行に関する書類についてまとめたものとして、拙稿「Ｂ級戦犯死刑執行関係書類」関西大学法学論集65巻４号（2015）165頁以下。

29）一方、GHQ/SCAPは、その後も一般刑法犯に対する日本における死刑執行に関心を抱いていたことが窺われる。昭和24年（1949年）９月２日にGHQ/SCAP参謀第二部刑事施設課首席管理官であるLewis博士により作成された「日本の刑事施設における執行」という文書には、Poplin大尉から日本で一般刑事犯に用いられていた絞首刑の方法を別の絞首刑の方法に改めるよう提案を受けていたとする記述がある。しかも、同大尉は、名古屋地区の民間問題チームに属していた。拙稿「死刑執行始末書の分析」・前掲注(23) 82-83頁。

30）櫻井・前掲注(26) 102頁。

【記事原文（文字不鮮明で読み取りができない箇所は１字ずつ＊で表記した)】

ヨ一

死刑囚

〝ヒヒ〟恐怖にひきつゝた悲鳴が地の底にはつてもれてくる、まるで地獄からの声だ――すゝけたランプの燈が無数な鉄格子のシマ影を廊下にしきつめている、三寸四方細い金網ののぞき穴の向こう一坪にみたぬ独房でこの世の毒素を一丸にあつめ、血膿のような凶悪囚が人殺しの幻にせめさいなまれているのだ、こゝは刑死の断頭にたつ〝九人の死刑囚〟がうめきぬく深夜の名古屋刑務所――険悪な世相に増加する死刑囚、それに市ヶ谷の住人達も罪業のあと始末がつきそうであまりゾツとした話しではないがどうやら今年は死刑ばやりとなりそうだ、が死に対する鋭い本能の触角から死刑密行主義にもかゝわらず不思議にも刑の執行日を予知する死刑囚らは教誨のあけくれにもやみがたい生の執着から死の瞬間まで血みどろな往生への悶えを続ける、額をわられたメクラの伯父、伯母――強姦致死、髪ふり乱した少女――ピストルの硝煙のなかにのぞけかえる医者――死の匂いを嗅ぎ出し、死期の迫つたことをさとつて以来夜ごとにこく、トロゝゝと独房の白壁にうつろ犯した惨劇の映像、九人の死刑囚らはその恐怖におしつぶされなかば魂を失つている、ひるも六時五十分の起床から夜八時の就寝まで三度の食事、一時間の散歩、五日の一ペンの入浴のほかなすこともなくジツと〝むかえ――〟を待、罪の幻に狂乱した頭のなかにメラゝゝと＊＊のすがたを浮かべた走馬燈の燈がともる、フトした物音にも〝きたかツー〟とおのゝく、生へのあがき、たえられぬ焦慮に幾度となく悶絶する、死刑囚にとつてはあの世に旅立つ日まで一瞬の安息もないのか〝ボンゝゝ…〟監視台の頭上にある柱時計がインに籠つて死神のちかずくあし音を告げる

ヨ二

〝ねむれんのか？、なにを考えているのか〟記者の問いに賭博の金＊つまり母子三人殺しのＯ死刑囚（六〇）の言葉はピントはずれで一方的だ〝フフ…なにか起つてキツと死刑はまぬがれるゾ〟〝オレを拷問にかけた奴ら…いまにみておれ＊〟きんゝゝと高いカン声、野獣の目がクウをみつめて動かぬ、収監当初〝死刑上告〟を拒否しつゞけた本社既報の少年死刑Ｉ囚（一九）もヒローイズムの薄皮がはがれ最近減刑運動をおこしたり生本能をむき出しに脱獄のためか鋭利なナイフをどこからか手に入れた、医者二人をピストルで射殺した囹囚（二七）をのぞき穴から佐藤戒護課長が呼びかける、収監された日数からいえば昨年九月第十四人目が昇天してから刑執行がと絶えていた名古屋刑場の第十五人目はどうやらこの男か〝ヘイ、ヘイー〟と近ずいてきた顔はすでに白痴の表情、うつろな眼にどうしたことか涙のあとが残つていた

うめき続ける〝九ツの魂〟をのこして一千余名の＊衣 を深々と寝静まつた獄舎のそと、いくつもの獄門をくゞり抜けた刑務所中央部、看守の照らす古風なランプの光のなかに黒い板べいに囲まれた白壁の＊が浮べかう刑場で、廿坪ばかりＬ字型のカギの所に線香にくすんだ不気味なアミダ如来、その反対側にあんぐりと口を明けた陥し穴、とぐろ＊くしばり縄――〝刑執行前後ことに雨の夜はよほど慣れた者でもこゝにくると下腹部に圧迫感、俗にキンがあがるとでも云うのか…〟つぶやくＳ看守の手が思いなしか震える

ヨ三止

日本の死刑は絞首刑だけで執行期は死刑確定から七、八ケ月目が普通だ、立会人は検事、刑務所長、医者、教誨官と三名の執行官で囚人には最後まで刑執行を教えず刑場の始末安置所で祈禱を捧げさせたあとはじめて宣告する、そこで、死刑囚は合掌のまゝ、手錠と眼かくしされる、執行中＊く＊くのを防ぐためだこの＊＊所から死出の旅に用意された新しい藁草履をはいて絞首台まで芝生のなかにつくられた幅二尺、長さ五間のレンガの道が三途の川だ、しばり縄がからだに触らぬように巧みにかけられ立会人の読経が最高潮に達したときテコで床板が地響きたてゝおとされ死刑囚は地下の宙にブラ下る、はじめは上下に、次第に左右にふれやがて巻き忘れられた時計の振子の如く死相をあらわし安息する〝いやでも看守は死刑廃止論者になりますヨー〟と刑場の戦慄を語りながらとおのくＳ看守のランプは＊＊でも＊＊せまる＊跡にたつ二万三千余坪の刑務所内を人ダマのように揺れて行く

検閲新聞ゲラ

（読売新聞　昭和23年６月27日提出）

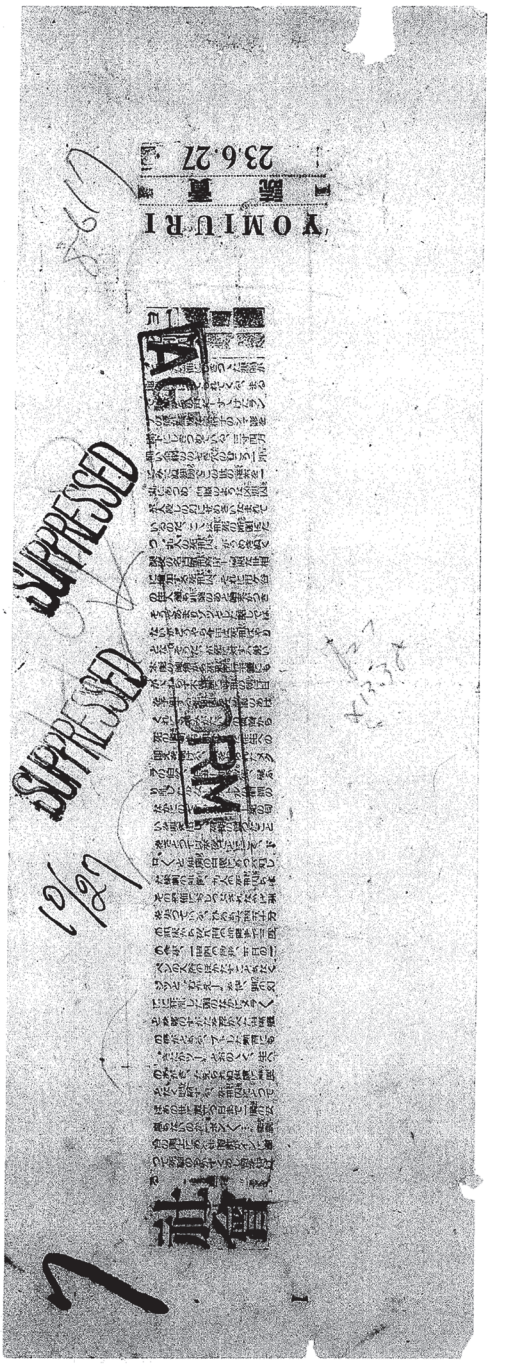

Held by the Gordon W. Prange Collection, University of Maryland Libraries

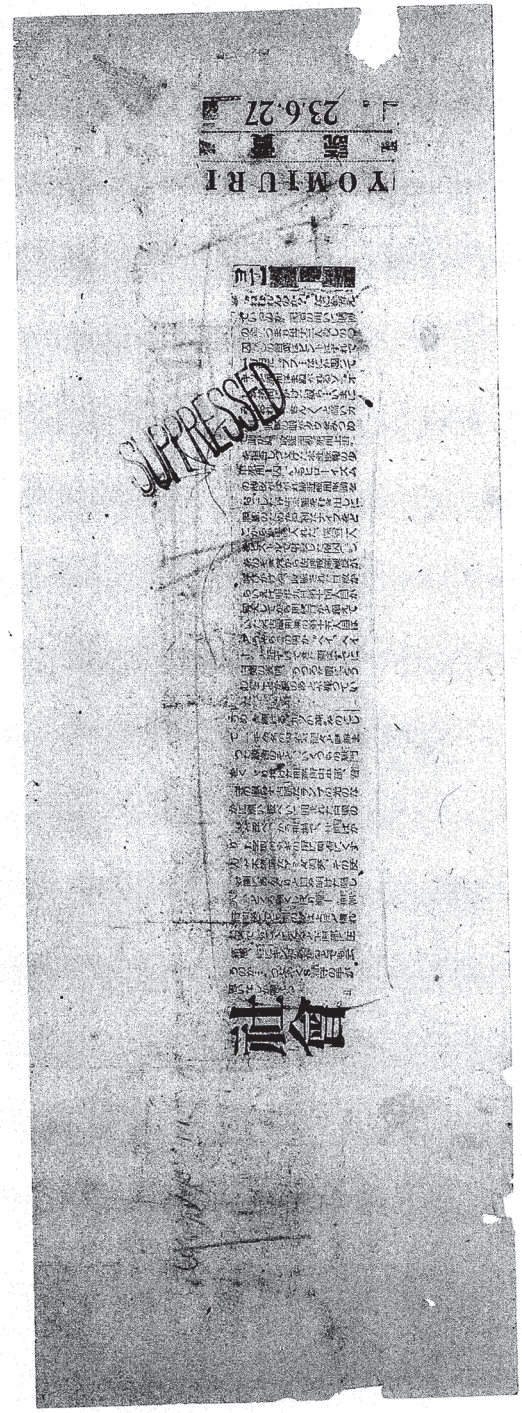

Held by the Gordon W. Prange Collection, University of Maryland Libraries

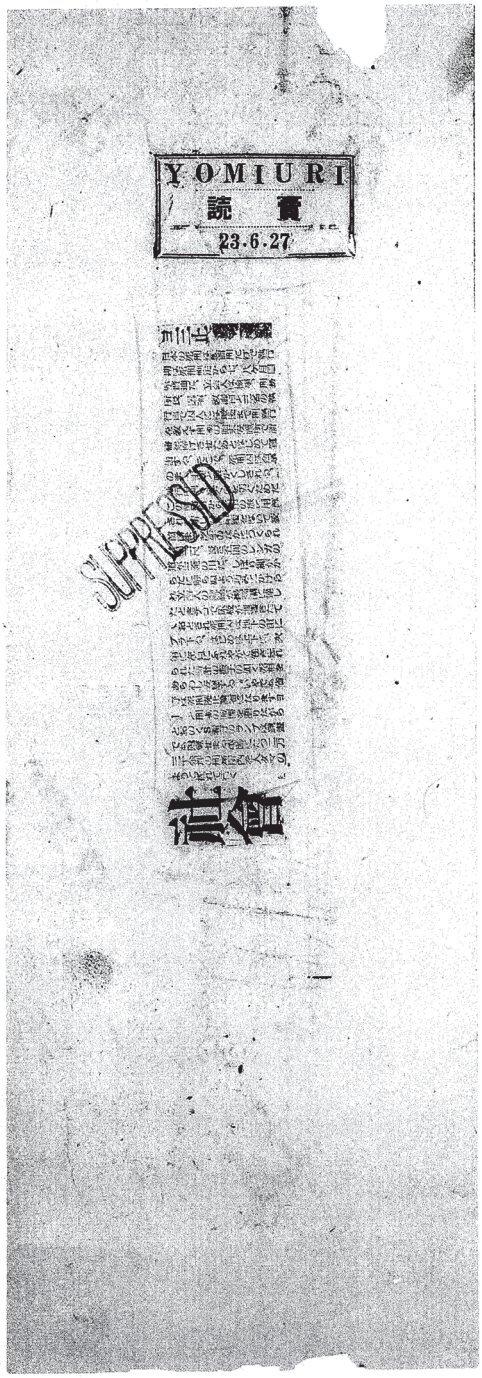

Held by the Gordon W. Prange Collection, University of Maryland Libraries

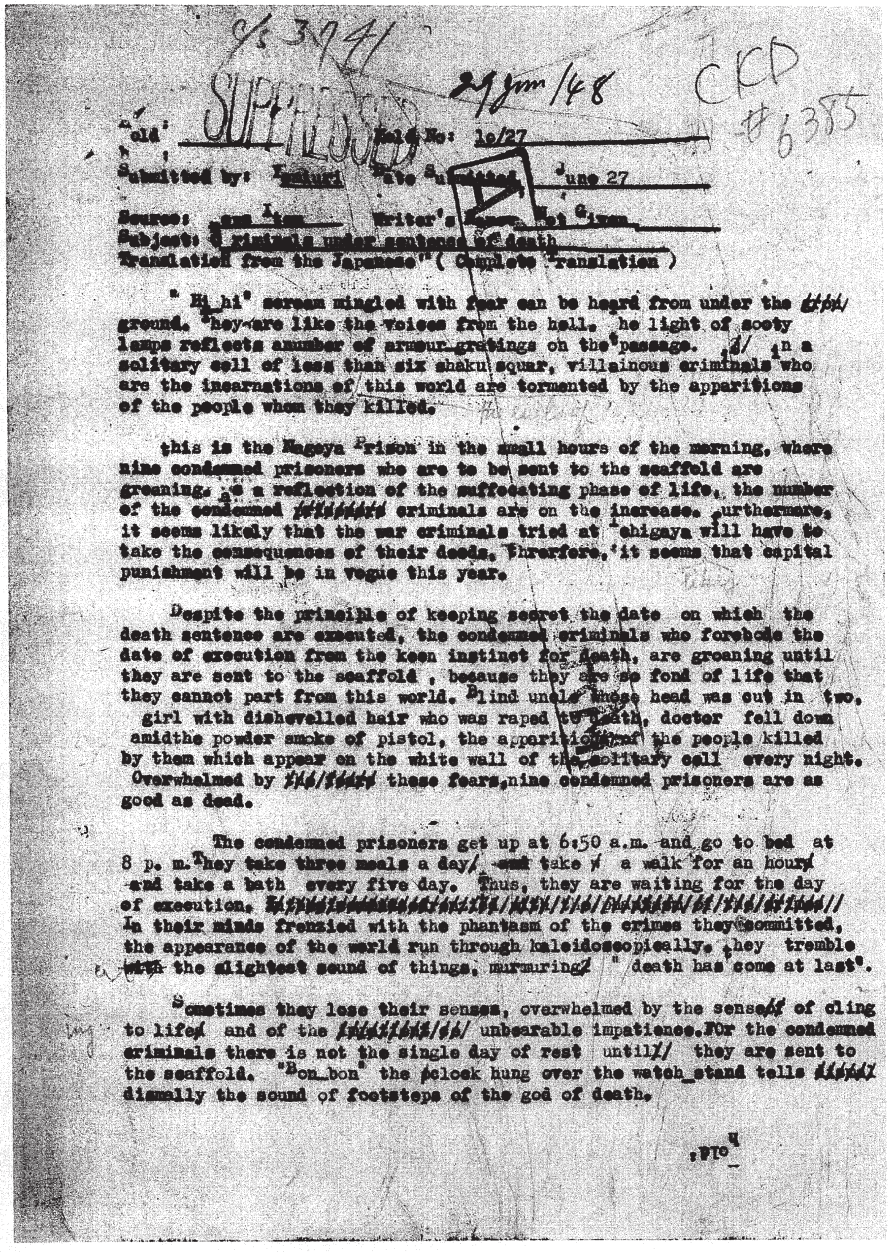

C/S 3741

29 Jun/48

CKD #6385

Hold: SUPPRESSED Hold No: 10/27

Submitted by: Yamuri Date Submitted June 27

Source: Jews Item Writer's Name Not Given

Subject: Criminals under sentence of death

Translation from the Japanese" (Complete Translation)

" Hi hi" scream mingled with fear can be heard from under the ground. They are like the voices from the hell. The light of sooty lamps reflects a number of armour gratings on the passage. In a solitary cell of less than six shaku squar, villainous criminals who are the incarnations of this world are tormented by the apparitions of the people whom they killed.

This is the Nagoya Prison in the small hours of the morning, where nine condemned prisoners who are to be sent to the scaffold are groaning. As a reflection of the suffocating phase of life, the number of the condemned criminals are on the increase. Furthermore, it seems likely that the war criminals tried at Tchigaya will have to take the consequences of their deeds. Threrfore, it seems that capital punishment will be in vogue this year.

Despite the principle of keeping secret the date on which the death sentence are executed, the condemned criminals who forebode the date of execution from the keen instinct for death, are groaning until they are sent to the scaffold , because they are so fond of life that they cannot part from this world. Blind uncle whose head was cut in two, girl with dishevelled hair who was raped to death, doctor fell down amidthe powder smoke of pistol, the apparitions of the people killed by them which appear on the white wall of the solitary cell every night. Overwhelmed by these fears, nine condemned prisoners are as good as dead.

The condemned prisoners get up at 6:50 a.m. and go to bed at 8 p. m. They take three meals a day, take a walk for an hour and take a bath every five day. Thus, they are waiting for the day of execution. In their minds frenzied with the phantasm of the crimes they committed, the appearance of the world run through kaleidoscopically. They tremble with the slightest sound of things, murmuring " death has come at last".

Sometimes they lose their senses, overwhelmed by the sense of cling to life and of the unbearable impatience. For the condemned criminals there is not the single day of rest until they are sent to the scaffold. "Bon bon" the clock hung over the watch stand tells dismally the sound of footsteps of the god of death.

Hold:

Held by the Gordon W. Prange Collection, University of Maryland Libraries

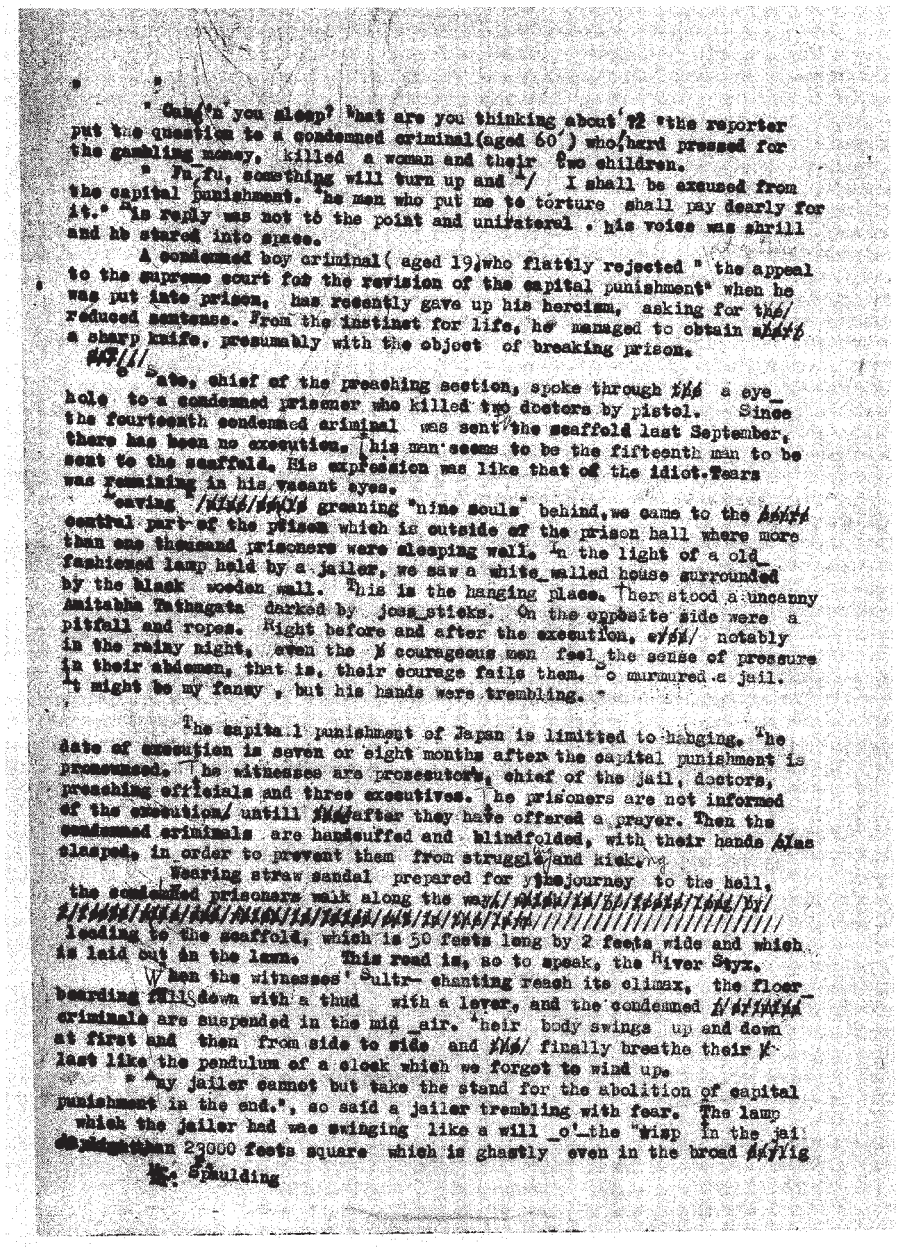

"Can you sleep? What are you thinking about?" the reporter put the question to a condemned criminal (aged 60) who, hard pressed for the gambling money, killed a woman and their two children.

"Fu-fu, something will turn up and I shall be excused from the capital punishment. The men who put me to torture shall pay dearly for it." His reply was not to the point and unilateral. His voice was shrill and he stared into space.

A condemned boy criminal (aged 19) who flatly rejected the appeal to the supreme court for the revision of the capital punishment when he was put into prison, has recently gave up his heroism, asking for the reduced sentense. From the instinct for life, he managed to obtain a sharp knife, presumably with the object of breaking prison.

Gate, chief of the preaching section, spoke through a eye-hole to a condemned prisoner who killed two doctors by pistol. Since the fourteenth condemned criminal was sent the scaffold last September, there has been no execution. His man seems to be the fifteenth man to be sent to the scaffold. His expression was like that of the idiot. Tears was remaining in his vacant eyes.

Leaving groaning "nine souls" behind, we came to the central part of the prison which is outside of the prison hall where more than one thousand prisoners were sleeping well. In the light of a old-fashioned lamp held by a jailer, we saw a white-walled house surrounded by the black wooden wall. This is the hanging place. There stood a uncanny Amitabha Tathagata darked by jeal-sticks. On the opposite side were a pitfall and ropes. Right before and after the execution, even notably in the rainy night, even the courageous men feel the sense of pressure in their abdomen, that is, their courage fails them. So murmured a jail. It might be my fancy, but his hands were trembling.

The capital punishment of Japan is limitted to hanging. The date of execution is seven or eight months after the capital punishment is pronounced. The witnesses are prosecutors, chief of the jail, doctors, preaching officials and three executives. The prisoners are not informed of the execution until after they have offered a prayer. Then the condemned criminals are handcuffed and blindfolded, with their hands also clasped, in order to prevent them from struggle and kick.

Wearing straw sandal prepared for the journey to the hell, the condemned prisoners walk along the [illegible] leading to the scaffold, which is 30 feets long by 2 feets wide and which is laid out in the lawn. This road is, so to speak, the River Styx.

When the witnesses' Sultr- chanting reach its climax, the floor-boarding falls down with a thud with a lever, and the condemned criminals are suspended in the mid-air. Their body swings up and down at first and then from side to side and finally breathe their last like the pendulum of a clock which we forget to wind up.

"My jailer cannot but take the stand for the abolition of capital punishment in the end.", so said a jailer trembling with fear. The lamp which the jailer had was swinging like a will-o'-the-wisp in the jail [illegible] than 23000 feets square which is ghastly even in the broad daylig

Spulding

Held by the Gordon W. Prange Collection, University of Maryland Libraries